

731部隊等の細菌戦部隊の活動に関し 事実調査を実施し、被害救済を求める陳情書

2011年10月13日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

中国人細菌戦被害者協会	王	選(代表)
浙江省麗水市被害者協会	庄	啓 儉(代表)
浙江省麗水市被害者協会	湯	連 均
浙江省麗水市被害者協会	張	長 華
浙江省麗水市被害者協会	梁	蘇 英
浙江省義烏市被害者協会	王	基 旭(代表)
湖南省常德市被害者協会	高	鋒(代表)
日本側代理人 弁護士	一 瀬	敬一郎
同上 弁護士	長谷川	直 彦

私たちは、日中戦争中、旧日本軍の731部隊等の細菌戦部隊が犯した非人道的な細菌戦の犠牲者の遺族ですが、以下の通り陳情致します。

第1 陳情の趣旨

- 1 旧日本軍731部隊等の細菌戦部隊が行った人体実験や中国各地での細菌戦について、政府の責任で「旧日本軍731部隊等の活動に関する調査機関」を設け、内外の関連事実を収集するなどして事実調査を行うこと。
- 2 上記1の事実調査の結果、731部隊等が人体実験や細菌戦を行った事実が判明した場合は、政府の責任で、731部隊等による人体実験や細菌戦の犠牲者に対して謝罪し、再発防止に向けた適切な措置(補償、記念碑建設、歴史教育等)を行うこと。

第2 陳情の理由

1 日中戦争中、旧日本軍731部隊等の細菌戦部隊は、細菌兵器等を開発・製造し、さらに実際に中国各地で細菌作戦を実行しました。即ち、731部隊等は、黒竜江省ハルビン市郊外平房の731部隊本部などで細菌兵器等の開発・製造を行うため日本軍が強制的に連行した捕虜を「マルタ」と称して人体実験の材料とし、1940年から敗戦までに中国人など3000人以上を殺害しました。さらに、731部隊等は、1940年以降、浙江省の衢州市・寧波市（1940年）や麗水市・江山市（1942年）及び湖南省の常德市（1941年）でペスト菌やコレラ菌などを用いた細菌戦を行い、ペストやコレラ等の疫病を流行させ、その疫病は衢州周辺（義烏市、東陽市、崇山村など）や常德周辺にも広範に伝播し、細菌戦の犠牲者は少なくとも数万人にのぼります。

2 言うまでもなく731部隊等が行った上記のような人体実験や細菌戦は、1925年のジュネーブ・ガス議定書が禁止した「細菌学的戦争手段の使用」等に該当し、国際法に違反した重大な戦争犯罪です。しかし日本政府は敗戦後731部隊等に関連した資料をアメリカに提供して731部隊等の幹部軍人の戦犯訴追を免れさせ、その結果、極東国際軍事裁判（東京裁判）では731部隊等が犯した国際法違反の戦争犯罪は全く裁かれませんでした。

このような不当な状況に対して、中国の731部隊等による犠牲者たちは、1995年に人体実験の被害者が、1997年と1999年に細菌戦の被害者が日本国に対して謝罪と賠償を求めて裁判を起こしました。これらの裁判で、日本の裁判所は、提出された証拠に基づいて、731部隊等が人体実験や細菌戦を行った事実及び多数の犠牲者を出した事実を認定しました。

特に細菌戦の被害の場合は地域的な広がりを持って集団的に発生するので犠牲者が多数にのぼり、浙江省と湖南省の細菌戦被害者が2度にわたって起こした細菌戦裁判の原告数は計180名に上りました。

細菌戦裁判では、原告側から細菌戦の加害と被害の事実を裏付ける膨大な証拠が裁判所に提出され、東京地方裁判所（2002年）と東京高等裁判所（2005年）

の各判決は、日本軍が中国の衢州市・寧波市、常德市、江山市で細菌戦を行った事実及びそれら細菌戦実行地やその周辺の伝播地域だけでも細菌戦によって1万人を超える犠牲者を出した事実などを認定しました。

しかし、政府は、現在まで、上記の裁判所が行った事実認定を無視し続け、731部隊等が行った人体実験や細菌戦の事実を認めないばかりか、事実調査すら行おうとしません。

中国の731部隊等の犠牲者は、このような日本政府の不誠実な姿勢に著しく傷つけられています。

- 3** 一方、中国の731部隊等の被害地では、731部隊等の罪行を記録する各種の記念施設を設け、731部隊等が犯した戦争犯罪を決して忘れてはならない歴史事実として後世に伝えようとしています。

例えば、湖南省の常德市博物館では、2005年から常設の常德細菌戦展示コーナーを設け、常德の全細菌戦被害者の名前を掲げるとともに細菌戦裁判の様態を展示しています。浙江省の義烏市では、細菌戦の犠牲者約400名を出した崇山村に、被害者の名前を刻んだ記念碑を2001年に建てたほか、2005年には細菌戦義烏陳列館を開館し細菌戦と裁判の展示をしています。また衢州市では2008年に地方政府がペスト菌の投下地点の家屋を歴史遺跡として保存し細菌戦歴史陳列館としました。さらに寧波市では2009年に市の地方史部門がペスト菌が投下された開明街にある建物で細菌戦の歴史と細菌戦訴訟の展示を始めました。

一方、黒竜江省でも、731部隊本部跡を世界文化遺産にしようという運動が省を挙げて行なわれています。

このように731部隊等による細菌戦や人体実験の被害地の地方政府や被害者が積極的な活動を続けている背景には、731部隊等が行った加害行為を一切認めない日本政府の姿勢に対する中国側の強い不信感が存在しています。

まさに731部隊・細菌戦問題は、一日も早い解決が望まれている、日中間の重大な歴史問題なのです。

- 4** ところで、731部隊等が戦争中に行った具体的な活動内容に関しては、米国

・英国・旧ソ連・中国などが731部隊等の活動に関連する資料を収集していますが、各国はその保管している731部隊・細菌戦関連資料を公開しています。

例えば、アメリカ政府は、日本敗戦直後、4度にわたり細菌戦専門家を日本に派遣し、731部隊等の活動について調査しました。それらの専門家は、アメリカ国防総省宛に、サンダース報告（1945年11月1日）、トムプソン報告（1946年5月31日）、フェル報告（1947年6月20日）、ヒル報告（1947年12月12日）などの調査結果の報告書を提出しています。これらの専門家報告書は1980年代以降は公表が進み、現在までに日本語訳にもなって出版されています。

さらにアメリカ政府は、2000年に日本帝国政府記録情報公開法を成立させ、同法に基づいて731部隊等が行った細菌戦関連資料を一斉に公開しました（2007年）。

また旧ソ連は、731部隊等による人体実験や細菌戦の日本軍関係者12名を起訴し、1949年12月までにハバロフスク裁判で審理し裁いています。同裁判では、被告人全員の法廷自白とその自白を裏付ける日本軍証人の証言、証拠物、細菌学者の鑑定などの証拠によって、被告人全員が有罪と認定されました。翌50年にはハバロフスク裁判公判書類が、7か国語で出版されました。日本語でも『細菌戦用兵器ノ準備及ビ使用ノ廉デ起訴サレタ元日本軍軍人ノ事件ニ関スル公判書類』というタイトルで刊行されています。

さらに中国では、1989年に中央档案馆他編の『細菌戦及毒気戦』が出版されましたが、そのなかでは人体実験や細菌戦の事実を裏付ける重要な資料が掲載されています。同書はその後間もなく日本語に翻訳されています（日本語訳は『人体実験』『細菌作戦』『生体解剖』の3冊で出版）。その後も中国の研究者は中国各地の档案馆から細菌戦関連資料を収集し公表しています（1997年、それらの資料を基礎にした日中共同研究『戦争と疫病』が出版）。

以上のように731部隊・細菌戦関連資料は、それらの資料を収集した米国、旧ソ連（ロシア）、中国などによって公開されているのです。

ところが、731部隊・細菌戦の加害国である日本だけが関連資料を公開していないのです。元陸軍参謀本部員井本熊男が作成した業務日誌のように研究者が政府保管の資料の中から731部隊・細菌戦関連資料を発見して公表されたケースはありますが、政府が自ら731部隊・細菌戦関連資料を自発的に調査し公

開したことは一度もありませんし、上記井本日誌は驚くべきことにその後政府によって非公開とされ現在に至っています。

これほど徹底して731部隊・細菌戦関連資料の調査・公開を長く怠り、逆に証拠を隠そうとしている政府の姿勢は、誰が見ても不自然、不合理というしかありません。

その結果、731部隊・細菌戦による人体実験と細菌戦の問題で、日本は被害国中国からばかりでなく広く国際的な世論の批判に晒され続けています。

日本政府が、一刻も早く731部隊・細菌戦関連資料を調査し、731部隊等の活動について明らかにすることが求められています。

- 5 政府は、裁判所が731部隊等の人体実験や細菌戦加害事実を認定した後も、「外務省、防衛庁等の文書において、関東軍防疫給水部等が細菌戦を行ったことを示す資料は、現時点まで確認されていない」「細菌戦に係る事実調査等については、本件の性格や時間的な経過にかんがみれば、更なる調査を行い、明確な形で事実関係を確定することは極めて困難と考える」(2003年10月10日 小泉純一郎首相の質問主意書への答弁)と述べ、731部隊等の問題に正面から向きあってきませんでした。

しかし、そもそも裁判所が731部隊等の人体実験や細菌戦を認定する際に根拠とした明白な証拠の存在を頭から無視してかかるような政府の姿勢は根本的に間違っていると言わざるを得ません。このような日本政府の姿勢は、中国側の日本に対する強い不信と深刻なわだかまりの原因になっています。

政府は繰り返し「新たな事実が判明する場合には、歴史の事実として厳粛に受け止めていきたい」と言いますが、それなら政府は少なくとも上記の裁判の事実認定に用いられた資料群を無視せず、責任を持って調査チームを設けてきちんと証拠評価を行うべきです。また何よりもすでに高齢になっている中国人被害者から一刻も早く聞き取り調査を行うべきです。

さらに未だ公開されていない731部隊・細菌戦関連資料については、政府は防衛省、外務省、厚生労働省、文部科学省など各国家機関に指示を出して、保有する文書や物の調査に積極的に取り組む責任があります。

そして政府が自ら行った事実調査の結果、731部隊等が人体実験や細菌戦を

行った事実が裏付けられれば、政府はすみやかに被害国と被害者に事実を認めて謝罪しなければなりません。そのことは中国の日本に対する不信感の原因の一つを無くし日中間の友好関係の形成に大きく寄与することになることでしょう。それは同時に、中国以外の他のアジア諸国の政府・人民の日本に対する信頼を回復させ、日本の平和と安全に大きく寄与することになると考えます。

- 6 731部隊等が中国の一般民衆に非人道的な残虐行為を行った事実は、消すことが出来ない歴史の事実であり、すでに中国人の記憶に深く刻まれています。

もし今後も日本政府が731部隊等が犯した戦争犯罪事実を認めず放置し続けられれば、日中間の真の和解と友好実現の機会が失われるばかりか、日本の政府・国民総体のモラルが深刻に問われることになると強く危惧されます。

731部隊等の被害者たちは、親を奪われ、また孤児となり、ほとんどの人が生活の苦しさと闘いながら困難な境遇で生きてきました。731部隊被害者を最も苦しめているのは、裁判所が731部隊等の加害事実を認定したにもかかわらず、その後も現在に至るまで事実を認めようとしないうる日本政府の不誠実な態度です。これでは中国やアジアの人々と日本との友好などかなう筈がありません。

日本政府は、陳情の趣旨に記載したとおり、速やかに731部隊等が行った人体実験や細菌戦を調査するための専門機関を設けて事実調査を実施すべきです。かつ、その調査結果に基づいて明らかになった人体実験や細菌戦については、政府として加害事実を認め、被害者に真摯に謝罪し、補償などの適切な措置を行うべきです。

私たちは、日本政府が731部隊等による中国人被害者の問題の速やかな解決をめざし上記の通り行動され、日本とアジアの平和を実現するために最大限の努力を払われることを強く望みます。

以上の理由から、陳情の趣旨記載の通り陳情する次第です。

連絡先 東京都港区西新橋 1 - 2 1 - 5 一瀬法律事務所
電話 03-3501-5558 FAX 03-3501-5565
担当 弁護士 一瀬 敬一郎